




2024年1月9日
全国港湾第23発第49号
港運同盟発24 - 第2号

国土交通省 港湾局
局長 稲田 雅 裕 殿

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 真島 勝 重



全日本港湾運輸労働組合同盟
会 長 足 立 賢 次



2024年(令和6年)能登半島地震に関する申し入れ

去る2024年1月1日に発生した能登半島地震によって、日本海地域全体に及び甚大な被害を受け、現在、港湾労働者とその家族は深刻な生活と雇用への不安に直面しています。具体的には、避難所生活を送られている方々、自宅の損壊、断水などライフラインの損傷の報告を受けています。また、岸壁の陥没・隆起や荷役機器の損壊など職場も苦境のもとに置かれています。

こうした状況に際し、岸田首相の温かみに欠けるコメントに見られるように、政府の対応の遅さにいら立ちと怒りさえ覚えるものですが、港湾労働者の命と暮らしを守ることを一義とする私たち港湾労働組合は、その使命を全うしなければならないと決意しています。

以上の立場から、以下の通り申し入れますので、誠意ある対応を要請します。

記

1. 港湾運送事業の継続・維持、並びに労働者の雇用維持、就労確保対策について
 - (1) 被災した港運事業者が企業閉鎖はもとより、事業縮小や港湾労働者の雇用削減を行わないよう指導すること。
 - (2) 関係行政とも連携し、被災地の港湾施設・港運事業の速やかな復興を果たすために必要な措置を講ずること。
 - (3) 被災各港の雇用・就労対策について
 - ① 被災各港での救援物資の荷役・輸送、並びに港湾復興・復旧に係る事業については、被災港の港湾労働者(港運事業者)を起用するよう措置すること。
 - ② 定期・不定期に関わらず被災港を利用していたユーザー(邦・外船・荷主等)が、他港を利用する場合、復興後に速やかに回帰するよう、ユーザーに協力を求めること。

2. 復旧・復興への迅速な行政対応について

- (1) 行政が用意する港湾運送事業者・港湾労働者への支援制度の周知徹底と、その速やかな活用の情報提供を行うこと。
- (2) 被災した防波堤・岸壁・港湾施設・荷役機器の復旧について、全額国庫負担として迅速に措置するために、関係行政とともに対応・措置すること。

3. 能登半島地震対策にかかる関係情報が共有できるよう、随時、当方との協議に誠実に対応すること。

以 上

(写) (一社)日本港運協会、厚生労働省建設・港湾対策室